

令和6年3月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年3月11日 月曜日 午後3時05分から午後4時15分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (26人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	8番	中川 勝彦	
	2番	佐伯 守	9番	小谷 恵	
	3番	前田 繁昌	10番	岡田 浩司	
	5番	安藤 幹雄	13番	米澤 誠一	
	6番	矢田 考志	14番	遠藤 幸子	
	7番	山下 一郎			

推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴	
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹	
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚	
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介	
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美	
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義	
	8番	戸野 悦宏	15番	山根 章司	

4 遅刻委員 (1名) (農委13番 米澤 誠一)

5 欠席委員 (2名) (農委4番 石原 文義、推委7番 高虫 秀樹)

6 議事録署名委員の決定 (3番 前田 繁昌、5番 安藤 幹雄)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 大山町農業振興地域整備計画の変更 (一部除外) について

議案第5号 地籍調査事業に係る農地の地目変更について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

議案第8号 大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について

8 報告事項

(1) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

(2) 賃貸借の解約について

(3) その他

9 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 農政部会の開催について
- (3) その他

10 農業委員会事務局職員

局 長	諸遊剛史
主 幹	坂田真寛
事務補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 それでは、只今から3月の定例農業委員会を始めさせていただきたいと思
います。議長の御挨拶をよろしくお願いします。

議長 失礼します。3月になりまして、大変暖かい日が続くっちゅうことで、皆さ
ん御存じのように、温度が高いために桜が1週間でも早いだらうっていうこと
です。

それに合わせまして、農作業のお忙しい中、本日の定例農業委員会に御出席
いただきまして本当にありがとうございます。

今日は審議事項ですが、かなりありますので、皆さんの協力を得まして、何
とかスムーズに会を進めていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

議長 それでは、欠席届が農業委員の4番委員さんと、推進委員7番委員さんから
出ております。

農委13番委員さんはちょっと遅れるっちゅうことで、後でまた来られると
思いますのでよろしくお願いします。

従いまして、現在の農業委員の出席は、一応11名ということになりますの
で、過半数を超えていますので、本日の定例会が成り立つことを宣言いたしま
す。

それでは続きまして、議事録署名委員さんの決定ですが、3番委員さん、そ
れから5番委員さん、よろしくお願いします。

議長 それでは、会務報告の説明を、事務局お願いします。

事務局 【会務報告】

(2月 9日)・定例農業委員会について。

(2月15日)・名和地区農業相談日について。相談件数なし。

(2月21日～22日) ・大山町農業委員会視察研修について。

(2月26日)・農業次世代人材投資事業及び就農条件整備事業に係る就農・営
農状況確認会について。

・大山地区農業相談日について。相談件数2件あり。

(3月 5日)・中山地区農業相談日について。相談件数なし。

(3月 6日)・大山町人・農地担当チーム会議(中止)について。

(3月11日)・農業委員選考委員会について。

議長 何か質問等があれば、挙手をお願いします。

無いようですので、議案に入りたいと思えます。

議長 それでは、議案第1号と第3号は関連しておりますので、一緒に審議させて

いただきたいと思います。

事務局、1号、3号について説明をお願いします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

ということで、譲渡人、譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字、地目、面積、譲渡事由のみを説明させていただきます。

番号4、〇〇、畑1筆、477㎡。売買価格は全体で※円でございます。なお先ほど、議案第3号と併せてやるということで、この農地はですね、547㎡の農地となっております。これを、農地部分477㎡と非農地部分70㎡に分筆を予定しているものでございます。

本件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると考えております。

それと併せて、議案3号の説明をさせていただきます。

事務局

議案第3号、非農地証明願について。下記証明願について議決を求めます。

6ページの番号2番になります。申請人、土地の表示や面積等は6ページに記載のとおりです。

(農委13番委員、15時15分着席)

場所につきましては、7ページに位置図を載せています。〇〇〇〇インター線から〇〇集落へ入り、約200m進んだ場所になります。

7ページの右側の図で、点線で囲っているのが現在の農地筆で、右側の着色している部分が、この度の非農地申請地になります。3条の相談があり現地を確認したところ、私道となっている箇所があったため、申請者立ち合いのもと聞き取りを行いました。

私道となった経緯については50年以上前のことで不明でしたが、昭和40年頃から、奥の家の方が集落内の道路へ出入りするために利用していたということです。

8ページをご覧ください。3条申請の農地部分が①、非農地申請が②ということで分筆予定となっております。

説明は以上です。

議長

現地確認をしておりますので、推委5番委員さん、よろしくをお願いします。

推委5番委員

推進委員5番です。

午前中に、議案第1号と第3号を確認してきました。

第1号については、きれいに手入れをされていて問題無いと思われま

す。また、3号のほうも現在確認したところ、もう、地域の人の道路として生活のために使ってあると思いますので良いと思いました。

よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは審議に入りたいと思います。何か御質問等があります方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

無ければ審議は別々にしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議案第1号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

挙手多数により、許可することに決定いたします。

議長

続きまして、議案第3号、非農地判断につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

無いようですので、原案のとおり非農地にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

全員賛成ということで、非農地にすることに決定いたします。

議長

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条第3項の規定により審議を求めます。

番号4番ですが、目的は太陽光発電設備の設置、譲渡人・譲受人については、2ページに記載のとおりです。

位置図は、3ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇変電所のある〇〇の交差点から西へ約200mの位置にある農地で、現在は休耕中ということです。

先月の議案で太陽光への転用案件の審議をしていただきましたが、その隣の農地で、同じ事業者になります。

農地区分は、〇〇〇駅から300m以内にある農地で第3種農地となり、許可基準としては「原則許可」となります。

土地利用計画は、4ページをご覧ください。

事業用地から0.5m内側に高さ1.2mのフェンスを設置し、フェンス内に20枚を1組としたパネルを2か所、16枚を1組にしたパネルを4か所、12枚を1組にしたパネルを6か所、計176枚を野立方式で架台を設置して取り付ける計画となっています。

スペースについての検討ですけれども、土地の面積は930㎡です。

そこに、1枚約2.58㎡のパネルが176枚なので、パネルだけで454㎡の面積が必要になります。

加えて、「発電の効率面から、お互いのパネルが影にならないように設置」ということと、「保守管理の面から、各列の間を1.5m程度空けて設置」す

るため、利用計画図のとおり、太陽光発電施設全体としてこの度の計画面積が必要となっています。

管理方法としては、雑草対策及び日当たり確保のため、年3回程度の除草作業を行う計画です。

土地は現状のまま利用するというので、5ページに記載のとおり、雨水は地下浸透により処理する計画です。

続いて、周辺農地への営農条件についてです。

本申請地と水路を挟んで隣接する「〇〇△△△-△」は農地になり、この度の申請地と同じ所有者になります。図面のほうで「水路」と書かれている辺りに幅が約2mの石の橋がありまして、地権者はそれを利用して農地の管理、近年、耕作はされておらず草刈り程度っていうことですが、管理をされてきました。

この度の太陽光への転用にあたりまして、当初、「刈払機を持って徒歩で既存の橋を渡ることを想定し、隣地境界と設置されるフェンスとの間の50cm幅を確保し、利用する」という計画でした。

進入路としては疑義があったため、その旨を事業者に伝え、対応を検討していただきました。

事業者側で検討された結果、4ページの図面左上のとおり、「〇〇▽▽▽-▽」の所有者から通行の了解を得て、草刈り作業時にはその都度アルミブリッジを架けて水路を渡るという計画となりました。

具体的な内容としては、「〇〇▽▽▽-▽」の地権者からは書面で通行の了解はもらっており、アルミブリッジ2枚と刈払機を載せた軽トラを水路近くへ止め、ブリッジを架けた後に刈払機を持って「〇〇△△△-△」の農地へ渡り、年3回、4月、8月、11月辺りですけれども、草刈りを行える環境を整えるという計画です。

なお、「〇〇△△△-△」の今後の土地活用について、参考に事業者へ尋ねたところ、地権者は今後も耕作の予定は無く、この度の申請事業者が太陽光への転用を交渉中とのことでした。

そのほか書類関係では、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社からの太陽光設備連係に伴う承諾も得られており、電力受電契約書を添付された書類も添付されています。

その他、残高証明書や隣接耕作者の同意書が添付されています。

説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

現地確認をされてますので、農委2番委員さん、報告をお願いします。

農委2番委員

失礼します。農委2番です。

本日午前中、推委5番委員、推委13番委員、事務局、私の4名で現地を確認してきました。

場所は先ほど御説明がありましたとおり、〇〇の交差点から〇〇〇駅下の交

差点、□□□□□□さんところですね、その間で北側が9号線、南側がJR山陰本線に挟まれた、図面で見ると平らな土地なんだなと見えますが、5ページの図面にありますが、A線ですね、AとA'の線で書いてありまして、国道9号から5m下がった土地というふうに書いてありますが、右側は◇◇◇◇◇さんがありますけども、そちらのほうがちょっと高いんですけども、◇◇◇◇◇さんの敷地からは3mぐらいかな、下がった農地から、だんだん下がって行って、水田ですから5mですかね、1番深いところは。そんなんで挟まれた、盆地といいますか低い低地の水田でございます。

3ページの図面で、圃場がですね、1枚2枚3枚4枚5枚6枚ですか、7枚で合わせてですね、4反弱ですかね。ここ、以前に担い手さんにですね、「ここを何か作付けで作っていただけないかな」というような話をしたときにですね、「自分ところは大型のトラクターで30馬力程度のもので、とてもじゃないけどもここには進入できない」と。「そういう広い道路がないので進入路が、ちょっとここは勘弁してくれ」と言われたような土地でございまして、ここ数十年、稲作は全くされておりません、この圃場では。ただ◇◇◇◇◇さん側の一窪だけは、2、3年前までですかね、ちょっと、3年か4年間ぐらい頑張ってお稲を作っておられた時期がありましたけども、今は作っておられません。

どの圃場もですね、草刈りはきちんとされて、維持管理はしております。

ただ先ほども事務局から説明がありました△△△-△ですね、こちらの農地がですね、水路で分断されておりまして、耕作ができなくなる農地になります。ここが、△△△-△が736㎡ですか、農地としては全く活用できない農地になろうかと思えます。

所有者の方の希望は、業者にね、話されたとおりののかなと思えます。

これまでもずっと維持管理だけして、耕作は全くする気がない。今後もそういうことですから、刈払機だけ入れれば良い、担いで入れれば良いというような話ですが、農業委員会として、トラクターも入れない農地をつくるこの申請が良いのかどうなのかちょっと私も判断に迷っております。

皆さんに、御審議お願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

何かこのことにつきまして、御意見のある方は挙手をお願いします。

農委2番さんのほうから、農業委員会として良いのかなってというような、質問ちゅうですか。そのことにつきまして。

農委7番委員 質問です。

議長 はい、農委7番さん。

農委7番委員 7番です。

ちょっと質問させていただきですけども、先ほど事務局の説明の中で、△△△-△については、今までも耕作道が無かったかどんなかちょっとよう分かってんですけども、▽▽▽-▽の一部を進入路として、借り受けて確保するという

ことでして、今までが袋地で耕作するための道が無かったのかどうなのかということ、改めて今回これを作るということですよ。

その辺、今の段階では、農地である限り袋地にならないように確保ということがされてますので、これはこれで良いのかなと思いますけども、その辺の内容をちょっと教えていただけたらと思います。

議長 農委2番さん、お願いします。

農委2番委員 すみません。2番です。

現地のほうと同じ部落で、私の管轄地といいますか、知ってますんで私のほうから説明させていただきます。

このたびの申請地とですね、左隣の△△△-△ですけども、先ほど事務局の説明もありましたが、▲▲▲-▲の申請地ですけども、南側の太陽光パネルのですね、一番南側、そこの左側にですね、石造りと説明されましたけどもコンクリートのですね、橋板といいますか、それが掛かっておりまして、水稻を作付けされておられる頃は20馬力程度のトラクターをお持ちで、ここを、もう亡くなっておられますけどもお父さんがですね、稲作をしておられました。ですから、9号線からのスロープを下りて、申請地▲▲▲-▲に入り、南側のコンクリート製の橋を渡って△△△-△入り、こちらを耕して、代掻き等をされて、申請地の▲▲▲-▲に入って、そちらを耕作して出ていくと。耕作というか耕して、そういう形で管理しておられましたけども、今は若い方が全く稲作がされておらず、草刈りの維持管理だけという状況です。

以上です。

農委7番委員 ありがとうございます。

議長 その他、何かありませんでしょうか。

事務局 ちょっと、いいですか。

議長 はい、どうぞ。

事務局 はい。この水路を渡す進入路について、常設であるべきかどうかについては、県のほうにも確認を行いまして、いただいた見解としては、「いつでも営農ができる状態とするためには、基本的には常に水路を通行できる状況にしておくべきと考えます。しかし、簡単に設置ができ、かつ農業機械の通行に支障がないものであれば、奥側の農地の営農が可能であると思われるため、農地法上、常設を必須とすることはできないと考えます。ただし、設置に相当の手間がかかる場合や安全性など、隣地の営農に支障を生ずるおそれがあると判断される場合もあるので、予定される設置物と実態を踏まえて御判断ください」というふうに見解をいただいております。

そのことについて、事業者さん側にもその旨を伝えまして、改めて検討していただいたところですけども、そういった指摘にも応え、この度の計画で営農状況を満たしているというふうには認識をしているので、このまま申請を進めていきたいということで進めていくことになりました。

以上です。

議長

分かりましたでしょうか。

結局、通行するのに、アルミのね、ブリッジみたいなので、通れるから良いじゃないかっていう、そういうことで許可して良いだろうかって話なんです。

その他、無ければ採決に入りたいと思います。よろしいですか。

無いようですので、それでは、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。挙手多数ということなので、承認することに決定いたします。

議長

では続きまして、議案第4号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第4号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

9ページのとおり今回は4か所、計6筆ありますが、他の議案のように第何号という付番はありませんので、農振除外の申し出毎に説明いたします。

最初に、〇〇〇△△△△-△△△です。

10ページに位置図を載せております。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇等の施設の近くの道から、約400m南側へ入った場所になります。除外後に何か事業を計画されているわけではないため、特に図面のほうはありません。

これは、経緯としては、3条で農地取得の相談を受けている案件がありまして、譲受人となる方、この度の農振除外の申出者ですけれども、その方が所有されている農地の利用状況および現地を確認したところ、一筆だけ山林状態になっている農地筆がありました。

現状では全部効率利用要件を満たさないため、3条での農地取得が出来ないことを説明し、制度の理解はしていただきました。しかし、昭和60年に贈与で取得された時から現況の山林状態であり、農地に復元することも難しく、非農地証明での対応の可否について検討を行いました。

さらに整理していきますと、農振にも入っており、土地改良区の受益地にもなっていることが分かりました。相談者と各制度の担当も交えて話し合いを行い、結果として、「3条での農地取得に向け、土地改良区の同意を得た上で農振除外の申出を行い、認められれば非農地証明申請に向かう」ということで、この度の手続きとなりました。

次に、〇〇〇▽▽▽▽-▽▽▽です。

同じく10ページです。先ほど説明しました、〇〇〇△△△△-△△△に隣接している筆ですが、所有者は別になります。こちらも除外後に何か事業を計画されているわけではないため、特に図面はありません。

家も隣同士ということで日常的に色々と話をされる中で、この度の非農地に向けた動きを耳にされたということで、同様に非農地の相談がありました。

こちらの方も状況を尋ねると、「昭和59年に相続をした時から山林で、現地に行くにも木が生えて道も無く、機械も入れない状態ということで、後期高齢者となり農作業が難しくなったため、非農地の申請を行いたい」ということでした。

整理をしていきますと、こちらも農振にも入っており、土地改良区の受益地にもなっていることが分かりました。同様に各制度の担当も交えて話し合いを行いまして、結果として、「土地改良区の同意を得た上で農振除外申出を行い、認められれば非農地証明申請に向かいたい」ということで、この度の手続きとなっています。

続いて、〇〇△△△-△、▽▽▽-▽についてです。

位置図のほうは11ページ左側の地図をご覧ください。〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇集落へ向かった、集落の入り口付近になります。

12ページ、13ページをご覧ください。〇〇△△△-△に住宅を建築し、〇〇▽▽▽-▽を駐車スペースとして利用する計画です。

現在、申出者は実家で、祖母、父、母、自分、妻、子3人と、計8人で生活をされています。同居では手狭になってきておりますが、敷地内に増築のスペースも無く、別の場所へ住宅の新築を検討されました。

条件としては、今後の農地の維持管理や将来の家族支援のため、実家に近い場所で複数の代替地を検討されましたが、結果として実家に近い本申請地を選定されました。

なお、〇〇▽▽▽-▽は昭和61年に2a未満の届出が出され、分筆登記も完了しており農地台帳からは除外していますが、農振としては用途区分が変更された状態で残っている状態だったため、この筆も農振除外についての意見照会を受けています。

最後に、〇〇▲▲▲-▲、▼▼▼-▼についてです。

位置図は11ページ右側の地図をご覧ください。〇〇インターを降りてすぐの場所になります。

土地の利用計画としては、14ページをご覧ください。除雪車両等の車両を停める車庫と車の転回スペース、3階建の事務所として利用される計画です。

転用事業者は◇◇◇株式会社という会社で、その会社が資産を取得し、グループ会社である株式会社□□□□□へ貸し出すというものです。

株式会社□□□□□は、鳥取県や米子市、倉吉市、大山町、日吉津村、西部広域行政管理組合等から委託を受け、総延長250km以上の主要道路の除雪作業の委託を受けています。また、雪の状況に応じて国交省倉吉河川国道事務所からの要請で、山陰道や関連施設の除雪作業も行っている事業所になります。

現在、除雪の拠点としては〇〇市〇〇にある本社のほか、〇〇町〇〇と〇〇町〇〇がありますが、配車の調整や担当従業員を集めての会議や、日夜続く除雪業務を行う従業員が休めるスペースが十分に確保出来ていない状況が続いていたということです。そのため、業務効率化や就労環境改善を目指し、新拠点

の整備を行うことを急務として土地選定を開始されました。

選定条件としては、一つ目に、山陰道へのアクセスが良いこと。二つ目に、早朝、深夜に車両の出入りを行うこともあるため、騒音対策として周辺に住宅が少ないこと。三つ目に、前面道路の幅員が広いこと。四つ目に3,000から5,000㎡程度の敷地であること。五つ目に、社員が〇〇市から〇〇市までに点在しているため、中ほどに位置している場所というのを選定条件として検討されました。

候補地としては、〇〇スマートインターに近い〇〇市〇〇〇や〇〇市〇〇、〇〇〇〇インターに近い〇〇市〇〇〇の土地も検討されましたが、最終的に地形、面積、立地全てが好条件で、地権者や水利権者等の理解や協力が得られた本申請地を選定されました。

事務所は16ページに平面図、17ページに立面図、18ページに断面図を載せています。事務所は3階建てで、従業員の待機室や仮眠室、大雪の際には対策本部としても利用出来るよう広めの会議室も設置予定です。

19ページは車庫及び倉庫の1階平面図で、車庫内に除雪車両を6台格納する予定です。20ページは中2階平面図、21ページは立面図、22ページは断面図を載せています。

〇〇インターが目と鼻の先という地の利を活かして、□□□□□の担当する除雪エリアを統括する指令基地と位置付け、除雪に関するあらゆる業務を行う予定ということです。

また、除雪の時期以外にも、□□□□□のサテライト事務所として、地元社員が適宜利用される予定ということです。

最後に雨水排水計画ですけれども、15ページに戻っていただければと思います。

車庫と事務所の前側、つまり敷地の中央部分に側溝が新設され、大部分がこの側溝に流れます。柵を経由し、地下浸透しない分については、県道側は既設の側溝へ、町道側は図面左上の十字路にある既設の柵へ流れる計画となっています。

なお、農振除外の流れが順調に進んだ場合ですけれども、非農地証明願の2件、それから農地転用申請の2件の審議は、5月の農業委員会になる見込みとなっています。

説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

現地の確認をしておりますので、〇〇〇の2件につきまして、推委5番委員さん、お願いします。

推委5番委員

はい。今朝、現地確認して参って、この2件とその周辺地区もほとんど山林というふうになっておって、他に転用することはなかなか難しいと思いました。

以上です。よろしくお願いします。

議長 続きます、推委13番委員さん、お願いします。

推委13番委員 推委13番です。本日午前に、現地確認を行いました。

山陰道、県道、町道に囲まれた田んぼで、連たん阻害の心配がございませんでした。

雨水についても、2か所計画がされており、農振除外するに当たり問題無いと思われま

す。

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

何か御質問等ありましたら、よろしくお願いします。

無いようですので、それでは原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ということで、承認することに決定いたしました。

議長 続きます、議案第5号、地籍調査事業に関わる農地の地目変更について、御説明を事務局お願いします。

事務局 はい。議案第5号、地籍調査事業に係る農地の地目変更について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので、意見を求めます。

今回は大山地区と中山地区の2か所、照会を受けています。

まず大山地区の飯戸及び今在家の各一部になりますが、24ページの右側の表をご覧ください。この中で番号⑤が抜けていますが、これは「田」から「畑」への地目変更でしたので、表からは除いています。

全体の場所については25ページ、各筆については26ページから32ページになります。

続いて中山地区の殿河内及び高橋の各一部になりますが、33ページに一覧表を載せています。

全体の場所については34ページ、各筆については35ページから37ページになります。

地籍調査事業ということですが、地籍調査というのは、市町村が主体となって、一筆、一地番ごとに、土地の所有者、地番、地目を調査して、境界の位置と面積を測量する調査となっております。

土地に関する記録については登記所、ここでは法務局米子支局において管理をされていますが、土地の位置や形状を示す情報としては、登記所に備えられている地図や図面というのは明治時代に作成された地図なんかもありまして、境界や形状などが、現在の状況とは異なっているものもあります。

また、登記簿謄本に記載された情報も現状とは異なっている場合がありますので、地籍調査の成果によりまして、登記簿や地図が更新されていくという流れになっています。

この度照会のあった各一覧表の土地については、飯戸及び今在家は担当地区の推委13番委員と2月15日に、殿河内及び高橋については推委3番委員と2月16日に現地調査を行ってまいりました。

状況については、地籍調査で見立てた地目と同様でしたので、報告をさせていただきます。

説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、何かこれにつきまして、質問等がありましたらお願いします。

それでは無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員です。承認することに原案どおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。議案第6号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について。こちらは相対での利用権設定になります。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細は議案に記載のとおりです。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、番号の121番の推委11番さんの部分につきまして、除いて審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

何か質問等ございませんでしょうか。

それでは無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、原案のとおり決定いたします。

推委11番委員さん、(議事参与の制限のため、退室を)ちょっと。

(推委11番委員、退室)

それでは番号121番について、何か御質問等ありませんでしょうか。

無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、原案のとおり決定いたします。

(推委 1 1 番委員、入室)

議長 それでは続きまして、議案第 7 号、中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により照会があったので、意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

議長 詳細は、議案に記載のとおりです。
御審議のほど、よろしく申し上げます。
それでは審議に入ります。

番号の 1 0 9 番、1 1 0 番、1 1 2 番。1 1 8 番から 1 2 1 番。1 3 8 番から 1 4 4、並びに 1 4 9 から 1 8 7 番を除いて審議したいと思います。

何か質問等ありましたら。

それでは無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定いたします。

それでは順番にいきたいと思います。

1 0 9 番 1 1 0 番の農委 9 番さん(議事参与の制限のため退室を)お願いします。

(農委 9 番委員、退室)

1 0 9 番 1 1 0 番について、何か質問等ございましたら。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

全員挙手ということで、承認することに決定します。

(農委 9 番委員、入室)

続きまして 1 1 2 番。

(推委 1 2 番委員、退室)

1 1 2 番につきまして、何か質問等ありましたら。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数により、承認することに決定いたします。

(推委12番委員、入室)

続きまして、118番から121番、審議に入りたいと思います。

(農委10番委員、退室)

このことにつきまして、何か質問等ございませんでしょうか。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数により、承認することに決定いたします。

(農委10番委員、入室)

続きまして、番号の138から144並びに149から187について、審議したいと思います。

農委2番さん(議事参与の制限のため退室を)をお願いします。

(農委2番委員、退室)

只今の番号につきまして、何か質問等がございましたら。

無いようですので、それでは原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということです。

承認することに決定いたします。

(農委2番委員、入室)

議長

それでは続きまして、議案第8号、大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第8号、大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について。別紙のとおり一部変更してよいか審議を求めます。

議案と一緒に送らせていただきました別紙になりますけども、A4判のものになります。

よろしいでしょうか。

こちらの新旧対照表(案)のほうを御覧いただきたいと思います。

左側が変更後、右側が変更前ということでございます。

第1「基本的な考え方」2ページ目になりますけども、変更箇所は赤字で記載しております。

2ページ目の中段のほうになりますけども、6行目から読みますと、「このため、これまでの取り組みをより一層進めることとし、地域の特性を活かした活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用

最適化推進員が連携して『農地等の利用の最適化』を図るための指針として、具体的な目標と推進方法」赤字部分ですけれども、「目標の達成状況に対する評価方法等」を明記するというごさいます。

それから、更新につきましては基本的に3年に1回、委員の改選の時期に合わせて変更しているものごさいます。

「令和8年を目標とし、検証・見直しを行うものとする」ということで、それから第2の「具体的な目標」、それから「推進方法及び評価方法」、先ほどありましたように、評価方法等を明記するというごさいます、追加を赤字部分で追加をしております。

続いて3ページ目ごさいます、(1)の「遊休農地の解消目標」ごさいます、現状につきましては、令和5年4月1日現在の数字ごさいます。

管内の農地面積としては、4,101ha、遊休農地面積が81ha、割合としては1.97%。3年後の目標としましては、4,053ha、遊休農地面積を33haに減らすと。割合としては0.81%を目指すというごさいます。

この数字の根拠ごさいます、令和3年度末の遊休農地面積が、新規を除いた分が69haありまして、これを令和4年度から8年度まで、5年間で解消していくという元々目標を定めております。

従いまして、年にすると、年間14haを4年度から7年度まで4年間、56haを解消していくというごさいます、69haから56haを引くと、7年度末で13ha残ります。

加えまして、毎年大体新規で20haほどの遊休農地が発生していますので、20haを加えて、3年後の目標を33haということにしております。

それから、4ページ目ごさいます、③「非農地判断について」ですけれども、右側の変更前ごさいます、荒廃農地調査というものが今は無くなっておりますので、それを削除するという変更ごさいます。

それから、(3)「遊休農地の発生防止・解消の評価方法」を明記するというごさいます、「遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する」と。「単年度の評価については、『農業委員会による最適化活動の推進等について』に基づく『農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表』のとおりとする」というごさいます、追加をしております。

続きまして2番目の、「担い手への農地利用の集積・集約化について」、5ページ目ごさいます、(1)「担い手への農地利用集積目標」ごさいます、現状令和5年4月現在で、農地面積4,020haに対して、集積面積が1,736ha、集積率が43.2%となっています。

これを3年後、毎年、年間100haを集積していくという目標としまして、3年後に2,036ha、率としては50.6%を目指すというごさいます。

ちなみに町の基本構想がありまして、これは今年の9月に変更されております。

すけれども、令和10年度、令和10年に60%集積していくという目標となっております。それを踏まえまして、こういった数字に変更するというところでございます。

それから(2)の「担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」ということでございまして、昨年度までは人・農地プランというものでしたけど、それが地域計画に変更されたということで、それに従いまして変更するものであります。

「地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く『地域計画』を推進する」ということでございます。

それから(3)ですけれども、評価方法でございしますが、先ほどの遊休農地と同じこととございますので、毎年の実施状況の公表によって評価をしていくということになります。

それから、3番目の「新規参入の促進について」、7ページでございしますが、(1)の「新規参入の促進目標」、現状、5経営体の新規参入者がございまして、経営面積としては28.2ha、これを3年後に、毎年、町の基本構想で年間2経営体増やしていくという計画になっておりまして、これは3年で6経営体増やすということで、それに従いまして、大体1経営体4.3haで54haにするという目標としております。

(3)「評価方法」につきましては、先ほどと同じ内容となっております。

それから最後に、8ページ目でございますが、第3「『地域計画』の目標を達成するための役割」、これを追加をしております。

「本町において作成された『地域計画』に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく」と。「日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認」「農家への声掛け等による意向把握」「『地域計画』で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング」「農地中間管理事業の活用の働きかけ」「『地域計画』の定期的な見直しへの協力」ということでございます。

以上がこの度の変更(案)ということでございます。

審議のほう、よろしく願います。

議長

只今、事務局より説明がありましたけど、何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

よろしいですか。では、無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

議長

では続きまして、報告事項に入らせてもらいますけど、これにつきましては、後で見えておいてください。

その他、何かございましたら。

議長

それでは無いようですので、次回の定例会の日程について協議いただきたい
と思います。

今の予定では、4月10日、水曜日、午後3時から中山改善センターで行い
たいと思いますけど、よろしいでしょうか。

それでは、4月10日午後3時から、この場所で行いたいと思います。

2番目の農政部会の開催について。

農政部会の方は、定例会の前の午後1時30分から中山支所のほうの会議室
で行いたいと思いますので、よろしいでしょうか。

農政部会の方は、よろしくをお願いします。

【その他】・農政部会について。

議長

その他、何かございましたら。

それでは無いようですので、本日の定例会を終了いたしたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 前田 繁昌

議事録署名委員 安藤 幹雄

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。